

第5章 付論

戦国期の京極氏家臣団

文献史学からの考察

市立長浜城歴史博物館 太田 浩 司

1. はじめに

本稿は、戦国期の京極氏家臣団について、文献史学から考察を加えようとするものである。それは、京極氏居館を中心とした上平寺館跡、家臣団屋敷があった高殿地区（上平寺南館）の遺跡が、いずれも戦国期のものと推定され、当時の文献とのつきあわせが必要と考えられるからである。

室町幕府四職家の一つであり、湖北3郡の他、飛騨・出雲・隠岐に守護権を有した京極氏についての研究は、きわめて少ない。古典的な研究として、『近江坂田郡志』や『改訂近江国坂田郡志』があるが、1970～1980年代の研究としては下坂守氏・今谷明氏の研究が目をひく程度である⁽¹⁾。さらに、2氏の論稿も京極家の湖北での守護権をめぐる議論であり、家臣団について言及されたものではない。時代も室町中期が対象となり、戦国期を考察の中心に置いている訳ではない。

ところで、京極氏の家臣について、『改訂近江国坂田郡志』では以下の14氏を上げる。

隠岐氏・多賀氏・若宮氏・大津氏・上坂氏・下坂氏・慶増氏・今村氏・伊吹氏・
小足氏・箕浦氏・今井氏・堀氏・新庄氏

しかし、この中には戦国期の京極氏家臣としては確認できない者もいる。そこで、本稿ではこの記述にとらわれず、当時の古文書・記録類、それに比較的信用に足る編纂物をひもとくことで、原史料から純粹に京極氏家臣団の姿を描きたい。

そういった視点で京極氏を考察する際、最近注目すべき研究が宮島敬一氏によって行われている⁽²⁾。氏は、室町中期も含めた京極氏奉行人奉書の一覧を作成し、同政権と上坂氏・浅井氏などの有力家臣との関係について明らかにされた。そこでは、これまで知られていなかった戦国期の京極政権の位置付けが明確になったと言える。

本稿では、この宮島氏の研究に学びながら、より多角的に京極氏家臣について考察を進めたい。まずは、戦国期の始まりとされる応仁・文明の乱以降について、湖北の政治的状況を簡単に紹介しよう。⁽³⁾

2. 戦国期の湖北と京極氏

宮島氏は、先の研究で「京極氏は、応仁・文明の乱以前は京都にあって幕府の官僚的立場から権力・国内統治をしていたが、乱後は近江国に帰り、在地に根を下ろした独自の権

力体系を構築した」と述べている。⁽⁴⁾つまり、室町中期の京極氏は中央政權の官僚であったが、戦国期に入ると湖北の地方政權の長^{ちやう}となるとの意味である。この京極政權の変質にともない館と家臣団屋敷が設定されたのが、上平寺館・高殿地区であったと考えられるのである。なお、応仁・文明の乱を境にしての守護家の変質は、京極氏に限らず管領家の細川氏にも見られ、当時の社会的現象として理解できる。

当初、京極氏の湖北支配は、極めて不安定なものであった。それは、京極氏一族間での内紛が絶えなかったからである。混乱は、文明2年(1470)の京極持清の死去から始まった。京極持清は嘉吉元年(1441)に家督を相続すると、佐々木本宗家で近江一国守護権を伝統的に有する湖南の六角氏を圧倒、京極道誉以来130年ぶりに近江一国守護に任じられ、京極氏の勢力を大いに伸長させた。

ところが、持清が死去すると、一族内ではそれぞれ持清の子である高清（初名秀綱、持清の孫とも言われる）と政経（政高）が対立し戦闘を繰り返す。応仁・文明の乱の中では前者が西軍につき、後者が東軍に従い争った。また、多賀氏や下坂氏など家臣団の一族争いも加わり事態は混迷を極める。とはいえ、京極高清が基本的には湖北の支配権を掌握し、これに対し政経とその子・材宗^{たけむね}が、出雲国から湖北の政權奪回を狙うという構図が続いた。

しかし、これも永正2年(1505)箕浦庄日光寺（現在の坂田郡近江町日光寺所在）の講和により、両者の闘争は終結し、京極高清を上坂家信が補佐する安定した政權が現出する。

大永3年(1523)、「大吉寺梅本坊の公事」が起きる。この事件の内容はまったく不明であるが、『江北記』⁽⁵⁾に記された内容からすると、上坂信光（家信の子）が補佐する京極高政政權に対する、浅見氏・浅井氏・三田村氏・堀氏などの京極氏家臣のクーデターであった。この乱によって、家臣たちが当主として推したのが京極高政の長男・高広（高延・高明）であった。また、次男の高慶も上坂氏に推され、以後湖北で微妙な動きを繰り返し、高広との対立を深める。

一方、京極氏家臣の中からは浅井氏が台頭、その当主亮政は次第に家臣団中の盟主と目されるようになり、小谷城を本拠とし戦国大名化していった。浅井氏の勢力伸長の中、京極高広政權は浅井亮政の子・久政期の天文末年に至るまで存続し、奉行人など一定の官僚組織を維持していた。浅井亮政・久政は、この京極高広を湖北の守護と認め「御屋形様」と呼び、その存在を尊重しつつ大名化を果たしていったのである。

浅井氏は久政の後、永禄3年(1560)に長政が家督を相続する。長政の時代に至ると、京極政權の姿はまったく記録上から消える。浅井氏政權の独立は、この時初めてなされたと宮島氏は説く。なお、京極高慶の行動も高広とはほぼ同時期まで追え、高広を戴^{いた}く浅井氏と対立した。

以上から、戦国期の家臣団を取り扱う本稿の対象は、京極高政・高広親子の家臣たちとなるであろう。

3. 多賀氏と京極氏

多賀氏は、中世は多賀大社の^{しにん}神人であったという犬上郡を本拠とする武士であるが、南北朝時代に京極道管に属してからは、京極氏の家臣となったという⁽⁶⁾。京極氏は室町幕府は四職家として、代々侍所別当をつとめたが、多賀氏は若宮氏と交代にそれを補佐する所司代⁽⁷⁾の要職に就いていた。このように多賀氏は室町時代から、京極氏の有力家臣であったが、応仁・文明の乱の頃には、清直を当主とする出雲守（右衛門尉）家と、高忠を当主とする豊後守（左衛門尉）家に分かれていた。

京極持清が侍所別当として京都で活躍していた時代には、多賀高忠が補佐していたが、文明2年(1470)8月4日に京極持清が死去すると、京極高清を擁立して多賀清直が湖北地方で覇をとなえるようになる。世は応仁・文明の乱の最中で、多賀清直と高清は山名持豊を総帥とする西軍についた。これに対し、京都にいた多賀高忠は細川勝元を総帥とする東軍に従い、しばしば湖北に攻め入り高清・清直政権を脅かした。多賀清直が京極持清の死去直後から、湖北政治の実権を握っていたことは、次の文書⁽⁸⁾から明らかである。

江州坂田郡楞嚴院惣持寺領田畠等、如何様^{いかよう}の人躰望み申すと雖^{いへど}も、その煩^{わづら}い有るべからざる者なり、然ると雖も彼の坊主御敵同意、並びに内通以下^{げんぎょう}現形の子細あらば、寺領等^{けっしよ}闕所^{おほ}に行わるべきの由、仰せにより執達^{しつたつくだん}件の如し、

文明三年八月三十日

(多賀清直)
右衛門尉

垣見源次殿

この差出人の「右衛門尉」が多賀清直で、京極高清の「仰せ」によりこの文書を発給するとある。多賀清直が京極氏の執権的立場にあったことを、文書の上からも確認することができる。この他、同年閏8月12日付けで、坂田郡長沢の地侍・慶増大和守に対して「筑摩十六条川公文」の成敗権を保証した文書⁽⁹⁾を出している。これも、清直が京極高清の意を奉じて出す形をとっている。

その後、文明12年(1480)頃と推定されるが、多賀清直が没し子の兵衛四郎宗直が家督を相続した。しかし、文明18年に至ると、宗直と京極高清は不和となり、同年8月17日高清は甲賀郡の三雲に逃れることになる。次の宗直の文書⁽¹⁰⁾は、その直後のものである。

江州坂田郡長沢関並びに枝関等の事、御成敗の旨に^{まか}任せ、元の如く御知行相違有るべからず候なり、仍^{よつ}て状件の如し、

文明十八年九月十三日

宗直（花押）

若宮藤六殿

ここでは、多賀宗直は京極氏の「御成敗」を尊重する形はとっているが、文書形式上は「仍て状件の如し」で書き止められる直^{じきじょう}状形式の文書を出している。文明3年段階の京極

氏の意を奉じた奉書からみると、より差出人の権限が大きくなっている。多賀氏は一時的にはあるが京極氏の家臣として地位を越えて、大名として歩み始めたことになる。だが、それも長くは続かなかった。同年10月には、京極高清が下坂氏のなどの協力を得て湖北に復帰するからである。宗直は美濃へ走った。

翌年、逃れていた美濃から近江に入った多賀宗直は、京極高清の軍勢と国友川原で合戦し敗北、月ヶ瀬（現在の東浅井郡虎姫町月ヶ瀬）の地で自刃した。ここに、15年余り京極氏の執権的立場であった多賀出雲家は滅亡し、その役割は10余年後から登場する上坂家信に引き継がれて行くのである。

なお、豊後守系の多賀高忠は京極政経に従い、京極高清・多賀清直と戦っていたが、文明18年に近江で戦死した模様である。その後、浅井亮政が天文3年(1534)に京極高清・高広親子を小谷城清水谷に迎えた時の記録である「天文三年浅井備前守宿所饗応記」⁽¹¹⁾には、多賀豊後守貞隆の名が登場するが、これは高忠の子孫と考えられよう。だが、豊後守系多賀氏が湖北の政情に影響を与えた形跡は他にはなく、出雲にいた京極政経・材宗の家臣として活動していたのではないかと推定される。

4. 上坂氏と京極氏

宮島敬一氏は、京極氏奉行人連署奉書の発給状況を分析し、前期型と後期型に分類された。⁽¹²⁾前期型は応仁・文明の乱以前に、京極高数と持清によって出されたものなので、戦国期を扱う本稿では検討の対象外とする。

ここで問題になるのは、応仁・文明の乱以降、京極高清・高広親子の時代に出された後期型である。宮島氏によると、後期型の奉書は連年順調に発給された訳ではない。すなわち、明応6年(1497)以前はきわめて少なく、また永正8年(1511)から大永6年(1526)までの16年間の途絶時期があるのである。前者は、京極高清と出雲に勢力を保った京極政経・材宗の確執時期で、政権の不安定が原因と考えられるのに対して、後者は上坂家信が執権的立場にあった時期に重なる。

上坂家信⁽¹³⁾が京極高清の執権的立場につくのは明応8年(1499)のことで、子の信光が大永3年(1523)に失脚するまで、上坂氏は足掛け25年間にわたり京極政権を支えた。上坂家信はその前半の12年は奉行人連署奉書の発給を許し、その後永正8年以後は同奉書の発給を禁じたと宮島氏は結論する。

永正2年(1505)には、箕浦庄日光寺で京極高清と、出雲の京極材宗の講和が成立し、応仁・文明の乱直後から続いた両京極氏の争いは一応終止符が打たれた。また、同4年には京極材宗が高清によって殺害され、また材宗の父・政経も同5年出雲安国寺において死去する。京極高政政権は、もはや誰に邪魔されることもなく、湖北支配に専念できる環境が整った。これが、政権を舵取りした上坂家信の力をさらに強大にさせ、京極氏の官僚（奉行人）組織の機能を停止させたものと推定される。

さらに、宮島氏は竹生島に残る次の2つの文書を提示して、京極政権内での上坂家信の

地位を説明する。一通は、永正3年(1506)閏11月2日付けの上坂家信(政道)⁽¹⁴⁾書状である。ここでは、竹生寺関係者と考えられる応徳寺慶藏主が早崎(東浅井郡びわ町内)内に持っていた土地を、^{とど}百々氏が侵害するので停止させるよう命じている。文書の中で、家信(政道)は御屋形様(京極高清)から下知を受け「御島警固」を行っていると述べているが、問題の早崎(現在の東浅井郡びわ町早崎)は昔から竹生島領なので、違乱を行ってはならないと独自の判断を行っている。

もう一通は、12月7日付けで伊香郡の地侍・阿閉貞俊が竹生島に出した書状⁽¹⁵⁾である。差出人の貞俊は、竹生島領「下野名日御供米」の地の代官をつとめていた。この文書では、西野氏の未進によって年貢が収納できないので、先に得た奉行人奉書を提示して、まずは京極氏奉行人の一人・山田彦七を通して京極高清に訴えを起こしたが、聞き入れられなかったと記す。そこで、今回は上坂家信に対して、阿閉自身が副状を書き訴えを起こしたが、「定めて一途申し付けらるべく候」と家信の判断に期待を寄せている。

これらから、当時の京極高政政権では京極氏自身ではなく、実質的には上坂氏が在地を取り仕切っていたと推定される。後者の文書に如実に表れているように、上坂家信の権力増大は、山田氏ら奉行人たちの権限を縮小化させ、奉行人奉書の発給を停止させたのである。

この他、上坂家信は永正18年6月9日に、坂田郡の総持寺(現在の長浜市宮司町所在)へも寺内掟⁽¹⁶⁾を出している。檀家と住持の対立を仲裁したものだが、「上意として祖父上野入道の代より、当寺の奉行の儀仰せ出だされ候」と、京極氏から総持寺奉行を命じられていることを強調する。

この総持寺に対しては、後代戦国大名化した浅井亮政や^{かたまさ}賢政(長政)も寺内掟を出している。同寺に対して掟書を出している上坂家信は、浅井亮政・長政同様、湖北の実質的支配者であったと考えてよいであろう。家信執政期には京極高清の存在は、きわめて象徴的なものになっていたのである。なお、この総持寺文書によって、上坂治部丞家信は入道して「大鈞斎」、または「政道」と号したことが知られる。

他方、大原観音寺(現在の山東町朝日所在)に対しても、家信が一族の上坂秀信や石田景俊と連署して、寺領安堵を伝えた文書⁽¹⁷⁾が残っている。この場合、石田景俊は観音寺付近の地侍として寺領の保証を与えているのに対して、上坂家信はより広域な支配者として保証に加わっているものと判断される。これも、上坂氏の湖北での地位を表している。

なお、余談だが上坂家信は、公家の中御門家領であった浅井郡湯次下庄(現在の東浅井郡虎姫町宮部付近)の代官も務めていた。永正4年(1507)と14年(1517)の年末、中御門家への30石の年貢納入には、家信の^{そえしょう}副状が付されていたことが知られている。⁽¹⁸⁾

5. 奉行人たちと京極氏

京極高清及び高広の時代、家臣への知行宛行・寺領安堵および禁制など、政権の最も基本的な判断を伝達する機能を担ったのが、奉行人による連署奉書であった。その奉行人連署奉書を表にしたのが表1である。この表を見て明らかなように、奉行人には多くの京極

家臣の中から、代々大津氏と山田氏が特に多く選任されている。ここでは両氏について見てみよう。

a) 大津氏

大津⁽¹⁹⁾氏は本姓は駒井氏だが、鎌倉初期の佐々木定綱・広綱・信綱の時代に大津屋形の代官職を務めたので、大津を姓としたという。その後、佐々木氏が大原・高島・六角・京極の4家に分立してから、4男の京極氏信に従い湖北に移住したという。

この大津家の家系は、明確にはつかみ難い。表1から復元すると、永正から天文初期まで名前が見える大津若狭守清忠、天文中期から後期に名前が見える大津秀信の2世代が確認できる。

先にも引用した『天文三年浅井備前守宿所饗応記』には、饗応当日の座配が記録されている。それによると、上座の京極親子に続いて、幕府奉公衆の熊谷下野守が座り、さらに加賀・岩山・高橋などの京極一門が着座する。次に多賀・浅井の京極家臣が座り、末席に大津若狭守と山田越中守の奉行人の姿が見える。この座席を見る限りでは、奉行人の京極家臣としての地位は低い。しかし、上坂氏の失脚の後、当主の側近として政権の中での役割は時代を追うごとに重要となっていく。

京極家の奉行人奉書は、奉行人の実名のみしか記さず、姓や官途は知ることができない。したがって、奉行人の姓の確定は、他の文書との比較が必要となってくる。大津若狭守清忠については、表1の14の文書に関連して、10日前の12月15日に単独で出した書状⁽²⁰⁾が残っている。この文書の裏面には「封上書^{ふうじょう}」があり、清忠の姓と官途が「大津若狭守」であることが確認できる。さらに、その二通の文書本文を引用しよう。

御神領早崎村^{けんだんしき}権断職並びに諸役等の儀に就き、早崎^{だんしょうのちゅう}弾正忠方と仰せ結ばれ候、彼の仁の儀、数年同道^{つかまつ}仕り候に依り、存分申し上げ候と雖も、扱いの旨を以て三万疋早弾^{つか}に遣わされ一行明鏡の上は、向後^{こうご}に於て異儀有るべからず候、恐惶謹言、

十二月十五日

清忠（花押）

竹生島惣山

御坊中

御神領早崎村権断職の儀に就き、当寺と早崎弾正忠と連々申し結ぶ子細^{これ}之在りと云々^{うんめん}、然^{しか}ると雖も各扱いの筋目に任せ、礼物を以て相果て、弾正忠一行明鏡の上は、自今^{しこん}以後異儀有るべからざるの由^{よし}、仰せ出だされ候也、恐々謹言、

天文五

十二月二十五日

清氏（花押）

清忠（花押）

竹生島

惣山

ここでは、竹生島神領の早崎の検断職をめぐり、島と当地の地侍であった早崎弾正忠正俊の対立が問題となっている。結局、竹生島が早崎氏へ礼物300貫文を支払い、早崎氏が後代において同職を侵害しないと誓った一筆を島へ進上することで解決した。先の文書からは、最終的な京極氏の裁許である奉行人奉書の発給を前にして、奉行人大津清忠が竹生島の説得に当たっていることが分かる。また、この事件に関連して出された浅井亮政書状⁽²¹⁾からは、清忠が事件の処理に奔走し、島から礼物として100貫文を送られていることが知られる。

これらの文書により、当時の京極政権の実質的な運営は、この大津氏をはじめとする奉行人が担っていたことを読み取ることができる。なお、表2・3に見るように京極当主が発給する書状の使者として、大津一族の名前が見えるが、奉行人家の庶子と考えるべきだろう。

また、成菩提院（坂田郡山東町柏原所在）に残された、天文3年(1534)12月付け『年中雑々』と表題された帳簿⁽²²⁾には、御屋形（京極氏）へ歳末巻数を送る際、大津右京亮への添状をつけると記す。これは、御屋形への披露を依頼するため添えられたもので、奉行人清忠と同時期の人物と推定される大津右京亮も、京極当主の側近と考えられる。この大津右京亮は実名を秀澄と称したことは、同院文書に残る河毛三河守清元との連署書状⁽²³⁾によって判明する。

b) 山田氏

山田氏⁽²⁴⁾の出自はまったく不明で、京極高広の時代から奉行人として登場する。それ以前は、京極氏家臣として名前が見えないので、高広の側近として台頭した家筋と考えるべきではないだろうか。初見は、「大吉寺梅本坊の公事」の直後、大永6年(1526)の浅井郡朝日郷名主百姓中宛奉書⁽²⁵⁾で、山田清氏が大津清忠と連署する。

以後も、表1に見るように大津氏と連署して奉行人連署奉書を天文18年(1549)まで出し続けるが、天文中期には清氏は入道して引退し、清頼・清良へと世代は交代するようである。しかし、清氏は入道した後も、京極高広の側近として実権を握っていたようで、「郷野文書」に次のような書状⁽²⁶⁾が残る。

長岡の内鏡新田並びに下の御名公^{おんみょうこうほう}方米の事、先年河内に於て仰せ付けらるる筋目を以て、今に御知行の旨、浅井左兵衛方^(久政)を以て御申すの處、別儀有るべからざるの趣、御意の通り久政より私まで一札候の間、則ち披露致し御対面成され、御礼相納め候の条珍重に候、委細は面謁^{めんえつ}を以て申し候の間、再三に能^{あた}わず候、恐々謹言、

三月十八日

玄良^(清氏入道)（花押）

ここでは、浅井久政の書状を受けて、坂田郡長岡の地侍である郷氏が権利を主張する鏡新田などの安堵を行っているが、京極高広への披露を山田清氏入道玄良が担当していたこ

とが読み取れる。本書は封上書^{ふうじょうわかし}に別筆で記された墨書を信用すれば、天文20年(1551)のものであるが、当時浅井氏は2代目の久政の時期で、完全に湖北の支配権を確立していた。しかし、ここで浅井氏は最終的な知行地の安堵を、京極政権に求めている。当時、浅井氏は単独で知行安堵を行う立場にあり、このような事例は郷氏の場合のみで、当時の湖北に普遍的ではない。

このような本書に見る浅井氏と京極氏の重層的支配は、坂田郡南部の地域性によるか、それとも郷氏と京極氏が特別な関係があった等の特殊事情が考えられよう。だが、天文末年に至るまで、奉行人によって支えられた京極政権が機能していた事実は少なくとも確認できる。浅井氏が京極政権を容易に排除できなかったのは、「御屋形様」と称され湖北3郡の守護職を有する京極氏の伝統的な権威が、天文期までは薄れていなかったことを示している。

6. 下坂氏と京極氏

下坂氏⁽²⁷⁾は、坂田郡南部を代表する地侍の家で、坂田郡下坂庄の地頭職^{しき}を得ていた。すでに、建武3年(1336)7月15日の足利直義感状に下坂治部左衛門尉が登場し、北朝軍として戦い軍忠を称されている。応永3年(1396)には京極高詮^{たかのり}から、余呉庄内菅並・八戸などの地を与えられているので、室町時代から京極氏家臣であったことが確実な家である。⁽²⁸⁾

その後、下坂秀雄・秀隆親子は、文明年間(1469～87)に一族の下坂注記と争いつつも、京極高詮の家臣として行動していたことは『江北記』に詳しい。特に文明18年(1486)、多賀宗直によって追われていた高詮が、甲賀三雲から湖北に帰還した際、下坂の本領と共に草野本所方代官職を高詮から与えられている。大永3年(1523)の「大吉寺梅本坊の公事」では、秀隆が高詮に従って美濃へ逃れるが、その弟秀興は京極高広に従い湖北に残った。

浅井氏の時代に入ると、浅井亮政から書状を得る下坂四郎三郎がいるにも関わらず、天文11年(1542)から天文16年(1547)にかけて、京極氏や京極氏奉行人から書状や知行宛行を受ける下坂左馬助がいる。この左馬助も、天文21年(1552)には浅井久政から安堵状⁽²⁹⁾を得ているので、京極氏を離れ浅井氏に従ったものと解釈できる。浅井長政段階に至ると、下坂四郎三郎の名前が再び登場する。

浅井氏に早くから従った四郎三郎家と、天文末期に至るまで京極家臣であった左馬助家とは如何なる関係にあるか文書は語らない。時代的には重ならないので、四郎三郎が官途^{かんと}成^{なり}して左馬助となったと考えることもできるが、まったく別人と見なすこともできる。後者の解釈の場合、下坂氏には浅井氏に従う家と、京極氏に従う家が分立していたことになる。

浅井久政が家督を相続した天文11年からの京極高広の家臣としては、奉行人奉書に連署する大津・山田の両奉行人しか表面に登場しないが、下坂氏の場合は京極氏からの文書を受け取ることで、家臣として行動していたことが確認できるのである。おそらく、天文年間に至っても、下坂氏と同様に京極氏家臣であった家が他にもあったと考えられる。しかし、古文書の伝存の関係であろう、現在確認できるのはこの下坂氏のみである。

7. 『江北記』にみる京極家臣

『群書類従』に収められている『江北記』は、およそ次のような構成をとっている。

- ①応仁・文明の乱頃までの京極氏歴代当主の書き上げ
- ②京極氏被官（家臣）の書き上げ
- ③応仁・文明の乱から大永三年「大吉寺梅本坊の公事」までの年代記
- ④京極家の年中行事
- ⑤小倉実隆詠歌三十六首
- ⑥京極高清宛近衛植家書状と浅井亮政宛亀井安綱（尼子氏家臣）書状2通

『東浅井郡志』は『江北記』は「天文の初、下坂秀興の記せる⁽²⁷⁾者⁽³⁰⁾」とする。本文中には、下坂秀雄・秀隆の行動を特記する箇所が多くあり、著者が下坂一族であることは首肯できる。また、⑥の亀井安綱からの書状も、天文5年(1536)下坂氏が、村田氏と共に使者として出雲へ派遣された関係で写が手元にあり、末尾に引用されたと解釈できる。この事実からも、下坂氏が本書の編纂者であることを裏付けることができるが、秀隆の弟・秀興が著者であるとする点は、根拠が不明である。

製作年代は、巻末に「是高清の御代也」とあることから、京極高清が没した天文7年以降と判断できる⁽³¹⁾。さらに、「浅井藏人今の備前守の親の事なり」との記述があることから、浅井備前守亮政の生存中であり、彼の没年である天文11年が製作年代の下限ということになる。すなわち、いまだ京極氏政権が存続している天文7年～11年の間に成立したものであり、その記事内容は信憑性の高いものと判断される。

さて、本書の内で京極氏家臣に関する記事として注目されるのは、②の部分である。次に簡略化して引用してみよう。

㊸根本当方被官の事

今井 河毛 今村 赤尾 堀 安養寺 三田村 弓削 浅井 小野八郎
河瀬九郎 二階堂

㊹一乱初刻御被官参入衆の事

井口越前 浅見 弓削式部 伊吹弾正 渡辺 平田

㊺近年御被官参入衆の事

東蔵 狩野 今井越前 今井十郎 西野 布施備中
(小足 高宮 隠岐殿 一圓殿 慶増)

㊸「根本」被官（家臣）に対して、㊹「一乱初刻御被官参入衆」とあるのは、応仁・文明の乱以降京極氏被官となった者との意味にとることができる。㊺「近年御被官参入衆」は、さらにその後被官になった新参の者たちである⁽³³⁾。

ここで、まず注意しなければならないのは、先に見たように京極氏の執権的立場であっ

た多賀氏や上坂氏、それに奉行人の大津氏・山田氏、下坂氏が含まれていないことである。もっとも多賀氏・上坂氏については、③の年代記でその名が登場し、下坂氏が除外されているのは、本書の編纂者であるためと解釈できる。要は、この記述が京極氏の家臣を網羅したものではないことが確認できればよい。

名前が上がった者の内、④の今井・河毛・堀・三田村・浅井、⑤の井口越前・浅見・渡辺、⑥の狩野・慶増などは、③の年代記でも京極氏家臣としてその動向が追える。しかしながら、④の弓削・小野八郎・二階堂、⑤の平田、⑥の東蔵など『江北記』や別の文献でも、京極氏家臣としての徴証をまったくつかめない者も含まれている。さらに、室町中期に京極氏家臣として、郡奉行または遵行使を務めていたことが明らかな小足氏が、⑥の近年家臣となった者のグループに入れられているのも不自然である。

『江北記』全体の史料価値は、成立経緯から見ても高いと考えるが、部分的には厳密な考証を必要とする場合があることを知らなければならない。『江北記』の京極氏家臣の書き上げは、古文書等の裏付けを取りながら使用すべきではないだろうか。その意味でも、本稿の第3章から第6章までの考察は意味を持ってくる。

8. 京極氏当主の文書

これまで、京極氏家臣について考究してきたが、ここでは京極氏の当主自身について少し考えてみよう。表2・3に高清以降の京極氏当主発給文書をまとめてみた。すでに記したように、戦国時代の京極家は、京極高清－高広親子が基本的に湖北の支配権を確立していたが、前半期には出雲にいた京極政経・材宗親子がしばしば湖北に侵入し、文書を発することがあった。また、後期には高清の次男である高慶が高広と対立し、独自の文書を発給した。

ここでは、湖北を支配し続けた京極高清－高広系の文書を表2に示し、これに^{あいたい}相対した京極材宗・同高慶の文書を表3にまとめた。まず、両者に特徴的に言えるのは、わずかな例外を除いて、「恐々謹言」などの書き止め文言で終わる書状形式となっている点である。書状はあくまでも私的な文書であり、政令としての形式を保った直状形式とは区別される。

また、内容も当座の連絡や、軍忠を謝すもの、それに軍勢催促など、一時的な事項にとどまっている。すなわち、京極氏奉行人連署奉書に見えるような知行宛行や知行安堵など、永続的な効力をもつ重要な文書は含まれていない。繰り返すが、戦国期京極氏の基幹文書は奉行人連署奉書であって、当主の書状ではないことが、この表をみることで改めて確認できる。

以上から、戦国期京極氏の当主は極めて象徴的であり、奉行人などの官僚組織や有力家臣によって^{すいたい}推戴された政権であったことが読み取れるのである。これは、宮島敬一氏などによって⁽³⁴⁾明らかにされた湖南の六角氏政権と共通する傾向である。

なお、書状には「^{なわ}猶大津三郎左衛門尉に申すべく候」などと、本文の最後に使者が記される場合が多い。表2・3では使者も表記したが、表2では京極氏奉行人の一族とみられ

る大津氏が、使者として多く登場する。箕浦・若宮など応仁・文明の乱以前からの古い京極氏家臣の名も使者としてみえる。これら使者も、戦国期の京極氏家臣として付け加える必要があろう。

9. まとめ

さて、最後に本報告書の主題である上平寺館と高殿地区（上平寺南館）の家臣団屋敷と、これまで考察した内容の関係について触れねばなるまい。上平寺城絵図によると、上平寺館には隠岐氏・弾正（大津氏）の屋敷、高殿地区には若宮氏・加賀氏・浅見氏・黒田氏・多賀氏・西野氏の屋敷跡が存在したことが知られる。

この内、隠岐・加賀・黒田各氏は佐々木・京極氏一門であり、若宮氏は室町時代から京極氏家臣であったことが確認できる家筋である。また、浅見氏・西野氏は『江北記』によれば戦国期前半に京極家臣となった家であり、多賀氏も上坂氏が登場する以前、応仁・文明の乱直後に執権的立場にあった。

大津氏は、京極氏奉行人として京極高広の時代まで活動が見えるが、『改訂近江国坂田郡志』巻3に載る絵図に、「大津屋敷」とあるのみで、最も成立が早いと推定される伊吹町所蔵「上平寺城絵図」には、「弾正屋敷」としか見えない。確かに、江戸時代に成立した『江州佐々木南北諸士帳』には「大津弾正」という人物が登場する。ところが、中世の同時代史料には奉行人「大津若狭守」や、当主書状の使者として大津一族が確認できるが、「弾正」という人物はいない。「弾正」とは、例えば『江北記』の家臣書き上げに見える「伊吹弾正」を指すと考えることもできる。地元の伝承でも当地を「オオツ屋敷」と呼ぶ由であるが、大津氏屋敷跡と断定するのは非常に難しいのではないか。

以上の理由から、大津氏を除外して考えると、絵図で上平寺に屋敷をもった家臣たちは、京極高清段階の家臣であり、次代の京極高広段階の家臣は含まれていないことが分かるのである。さらに、上坂氏屋敷の伝承地がなく、多賀氏屋敷の伝承地のみ存在する事実注目すれば、高清時代でも初期の多賀氏執権時代の家臣団屋敷と推定することも可能である。しかし、絵図には住居者を明記しない区画が多くあり、たまたま屋敷地が特定できる家臣のみから、絵図に描かれた時代を推論するのは、もともと無理があることも付言しておかねばならない。

ただ、上平寺館と高殿地区に当主館と家臣団屋敷があったのは、京極高清の時代であり、高広時代には別の場所に、京極氏の本拠が移転したことは十分考えられる。その際、たちまち想起されるのは小谷城の「京極丸」である。同城の伝承によれば、浅井氏は京極氏を当地に移住させたと伝えるが、これは古文書などで裏付けを取ることができない。

京極高広段階の本拠地としては、「郷野文書」所収の山田清氏書状や同清頼書状で、当主（高広）の居所地として登場する河内（現在の山東町梓河内）が、最も有力な場所であると考えられる。それが事実であれば、上平寺の家臣団屋敷も、高広時代には廃絶したとみなすべきであろう。

註

- (1) 下坂守「近江守護六角氏の研究」(『古文書研究』12、1978年)・今谷明「近江の守護領国機構」同『守護領国支配機構の研究』(法政大学出版局、1986年)所収
- (2) 宮島敬一「浅井氏権力の形成」永原慶二編『大名領国を歩く』(吉川弘文館、1993年)及び、宮島敬一『戦国期社会の形成と展開―浅井・六角氏と地域社会―』(吉川弘文館、1996年)
- (3) ここに記述する応仁・文明の乱以降の政治状況は、『東浅井郡志』1による。
- (4) 前掲註(2)宮島1993年論文
- (5) 『群書類従』合戦部 所収
- (6) 多賀氏の基本的な事績は、『改訂近江国坂田郡志』2によった。
- (7) 前掲註(1)今谷論文
- (8) 「垣見文書」2(文書番号は、『改訂近江国坂田郡志』6による)
- (9) 「多良文書」2(文書番号は、『改訂近江国坂田郡志』6による)
- (10) 「大脇文書」1(文書番号は、『改訂近江国坂田郡志』7による)
- (11) 『続群書類従』武家部 所収
- (12) 前掲註(2)宮島1993年論文
- (13) 上坂氏の基本的な事績は、『改訂近江国坂田郡志』2によった。
- (14) 「竹生島文書」81(文書番号は、『東浅井郡志』4の文書番号)
- (15) 「竹生島文書」82(文書番号は、『東浅井郡志』4の文書番号)
- (16) 「総持寺文書」59(文書番号は、『改訂近江国坂田郡志』7の文書番号)
- (17) 「大原観音寺文書」465(文書番号は、滋賀県教育委員会『大原観音寺文書』の文書番号)
- (18) 『東浅井郡志』1による。
- (19) 大津氏の基本的な事績は、『改訂近江国坂田郡志』2によった。
- (20) 「竹生島文書」107(文書番号は、『東浅井郡志』4の文書番号)
- (21) 「竹生島文書」109(文書番号は、『東浅井郡志』4の文書番号)
- (22) 「成菩提院文書」記録1(文書番号は、『改訂近江国坂田郡志』7の文書番号)なお、平成6～8年度科学研究費補助金一般研究(B)研究成果報告書『中世・近世地方寺社史料の収集と史料学的研究』(研究代表者福田榮次郎、1998年)には、本書を含めた同院帳簿類の全体像が示されている。
- (23) 「成菩提院文書」7(文書番号は、『改訂近江国坂田郡志』6の文書番号)
- (24) 山田氏の基本的な事績は、『改訂近江国坂田郡志』2によった。
- (25) 「金光寺文書」2(文書番号は、『東浅井郡志』4の文書番号)
- (26) 「郷野文書」4(文書番号は、『改訂近江国坂田郡志』6の文書番号)
- (27) 下坂氏の基本的な事績は、『改訂近江国坂田郡志』2によった。
- (28) 「下坂文書」1(文書番号は、『改訂近江国坂田郡志』6の文書番号)
- (29) 「下坂文書」27(文書番号は、『改訂近江国坂田郡志』6の文書番号)
- (30) 『東浅井郡志』2、18ページ
- (31) 『群書解題』13
- (32) 『江北記』文明17年の項
- (33) 『群書類従』本では括弧でくくった小足以下が、◎「近年御被官参入衆」に含まれるように読み取れるが、小足氏や高宮氏が室町中期に、すでに京極氏家臣としてみえることを重視すれば、◎には含まれない別項であるのかもしれない。この点は、『江北記』原本の確認が必要であるが、今回は果たせなかった。
- (34) 前掲註(2)宮島1996年著書

表1

京極氏奉行人連署奉書一覧

番号	年 月 日	奉 行 人	宛 名	内 容	書 き 止 め	出 典
1	文明18(1486) 11. 3	光堅 清信	山上永安寺	寺領返付	…由被仰出者也、恐々謹言	永源寺文書
2	長享2(1488) 9. 29	師貞 秀隆 (下坂)	三田村又四郎	新恩給与	依仰執達如件。	三田村文書
3	明応6(1497) 12. 23	秀成 忠郷	狩野将監	寺領安堵	…由被仰出者也、恐々謹言	永源寺文書
4	明応8(1499) 10. 9	慶行 師貞	当社神官中	寺領安堵	…由被仰出候也、恐々謹言	多賀大社文書
5	文亀元(1501) 11. 20	宗祐 継実	竹生嶋年行事	課役免除	…由被仰出候也、恐々謹言	竹生島文書
6	永正2(1505) 8. 23	秀忠 慶行	当島年行事御坊	課役免除	…由被仰出候也、恐々謹言	竹生島文書
7	8. 23	秀種 家加	竹生島年行事御坊中	課役免除	恐々謹言	竹生島文書
8	6. 5	秀忠 慶行	土肥美濃	軍勢催促	…由候、恐々謹言	八本文書
9	永正8(1511) 4. 2	(大津) 清忠 清慶	多賀社神官中	神事指示	…由被仰出候也、恐々謹言	多賀大社文書
10	大永6(1526) 7. 27	(山田) 清氏 (大津) 清忠	朝日郷名主百姓中	寺領安堵	…由被仰出候也、恐々謹言	金光寺文書
11	享祿2(1529) 4. 5	(山田) 清氏 (大津) 清忠	竹生島年行事坊	相論裁許	…由被仰出候也、恐々謹言	竹生島文書
12	享祿2(1529) 10. 2	(山田) 清氏 (大津) 清忠	長福寺	寺務安堵	…由被仰出候也、恐々謹言	上平寺区有文書
13	享祿3(1530) 12. 20	氏重 信忠	観音寺公文坊	寄進安堵	…由被仰出候、恐々謹言	大原観音寺文書
14	天文5(1536) 12. 25	(山田) 清氏 (大津) 清忠	竹生嶋惣山	相論裁許	…由被仰出候也、恐々謹言	竹生島文書
15	天文7(1538) 9. 16	(黒田) 宗清 (多賀) 昌運	当坊住持	寺領安堵	…由被仰出候也、恐々謹言	上平寺区有文書
16	天文11(1542) 9. 15	(山田) 清頼 (大津) 秀信	下坂左馬助	知行宛行	…由被仰出候也、恐々謹言	下坂文書
17	天文11(1542) 9. 15	(山田) 清頼 (大津) 秀信	下坂左馬助	知行宛行	…由被仰出候也、恐々謹言	下坂文書
18	天文12(1543) 8. 20	(山田) 清頼 (大津) 秀信	菅浦寺庵百姓中	金銭引替	…由被仰出候也、恐々謹言	菅浦文書
19	天文13(1544) 10. 10	(山田) 清頼 (大津) 秀信	下坂左馬助	替地宛行	…旨被仰出候也、恐々謹言	下坂文書
20	天文18(1549) 2. 1	(山田) 清良 (大津) 秀信	尊勝寺称名寺	禁制	…旨被仰出候也、恐々謹言	下坂文書
21	天文18(1549) 2. 1	(山田) 清良 (大津) 秀信	安養寺薬神社神主	禁制	…旨被仰出候也、恐々謹言	大安養神社文書

註1) 宮島敬一氏が作成した表(本文註(2)論文・著書掲載)に改変を加え、後期型のみを表化した。

表 2

京極高清・高広発給文書一覧

番号	年 月 日	発 給 者	宛 名	内 容	使 者	文書 様式	出 典
1	5. 17	宗意 (京極高清)	多賀豊後	大夫招請依頼	河瀬五郎右衛門尉	書状	金光寺文書
2	大永4 (1524) 3. 26	〔京極〕高延 (高広)	自仙侍者	住持職安堵		書下	勝楽寺文書
3	9. 19	〔京極〕高明 (高広)	善法寺	返礼		書状	石清水菊大路家 文書
4	(天文 7)(1538) 8. 4	〔京極〕高広	上坂助八	軍忠感状		書状	上坂文書
5	(天文 7)(1538) 5. 8	〔京極〕高広	荒尾新七郎	軍忠感状		書状	百々文書
6	(天文10)(1541) 4. 3	〔京極〕高広	浅見新右衛門尉	軍忠感状	箕浦次郎	書状	林文書
7	(天文10)(1541) 6. 7	〔京極〕高広	上坂助八	軍忠感状		書状	上坂文書
8	(天文11)(1542) 1. 11	〔京極〕高 (マ)	下坂四郎三郎	宛行約束		書状	下坂文書
9	(天文13)(1544) 9. 2	〔京極〕高広	下坂左馬助	軍忠感状		書状	下坂文書
10	(天文16)(1547) 閏7. 4	〔京極〕高広	下坂左馬助	宛行約束	若宮左近兵衛尉	書状	下坂文書
11	(天文19)(1550) 6. 26	〔京極〕高広	下坂左馬助	軍勢催促	大津三郎左衛門尉	書状	下坂文書
12	(天文19)(1550) 7. 24	〔京極〕高広	下左馬(下坂左馬助)	軍事連絡	若与兵 (若宮与一兵衛尉)	書状	下坂文書
13	(天文20)(1551) 5. 23	〔京極〕高広	今蔵(今井蔵人)	軍事連絡		書状	嶋記録
14	(天文20)(1551) 10. 17	〔京極〕高広	今権(今井権六定清)	軍忠感状	河彦(河井彦左衛門)	書状	嶋記録
15	4. 29	〔京極〕高広	楞嚴院	課役免除	大津庄次郎	書状	総持寺文書
16	12. 17	〔京極〕高広	善法寺	卷数感状	大津又四郎	書状	石清水菊大路家 文書

註1) () 内の年号は、『東浅井郡志』による推定。

表3

京極材宗・高慶（高佳）発給文書一覧

番号	年 月 日	発 給 者	宛 名	内 容	使 者	文書 様式	出 典
1	(文明18)(1486) 10. 11	〔京極〕材宗	三田村又四郎	軍忠感状	(多賀)兵衛四郎	書状	三田村文書
2	(明応 7)(1498) 11. 20	宗忠 (京極材宗)	竹生島年行事	諸公事免除		書状	竹生島文書
3	(享禄元)(1528) 9. 11	〔京極〕高慶	若宮藤右衛門尉	軍忠感状	沼波与三右兵衛尉	書状	若宮文書
4	(享禄 3)(1530) 12. 20	〔京極〕高慶	大原庄観音寺惣中	寄進分安堵		奉書 1)	観音寺文書
5	(享禄 4)(1531) 閏5. 7	〔京極〕高慶	若宮藤右衛門尉	閑知行安堵		書状	若宮文書
6	(天文 7)(1538) 6. 10	〔京極〕高慶	慶増左京入道	調停依頼		書状	嶋記録
7	(天文 7)(1538) 7. 8	〔京極〕高慶	今井尺夜叉	人足依頼	大和(大谷和泉守)	書状	嶋記録
8	9. 28	〔京極〕高慶	須賀浦名主中	年貢運上命令		書状	菅浦文書
9	(永禄 2)(1559) 9. 19	〔京極〕高佳	荒尾民部丞	軍勢催促		書状	百々文書
10	(永禄 2)(1559) 9. 27	〔京極〕高佳	楞嚴院惣持寺	禁制	大津三郎左衛門尉 野村伯耆守	書状	総持寺文書
11	10. 11	道安 (京極高慶)	万徳坊	返礼	(浅井)長政	書状	清滝寺文書

註1) 六角定頼の意を受けた文書と考えられる。

註2) () 内の年号は、『東浅井郡志』による推定。